

委員会における請願・陳情の採決方法について（案）

1 委員長裁決の運用の見直し

採択、趣旨採択、不採択のいずれかについて、可とする者(賛成者)が委員の半数の場合、可否同数により委員長裁決する。

○委員長裁決の運用例 [委員 8 人(委員長除く。)]の場合]

委員長裁決の運用		採決状況		
見直し案	現行	採択	趣旨採択	不採択
委員長裁決する	委員長裁決する	4 人	4 人	0 人
委員長裁決する	委員長裁決しない ⇒「審議未了」	4 人	3 人	1 人
委員長裁決する	委員長裁決しない ⇒「審議未了」	4 人	2 人	2 人

2 審議未了の取扱い

従前のおり取り扱う。

採択、趣旨採択、不採択のいずれも、否決された場合は、「審議未了」とする。

※否決された場合には、賛成少数のほか、委員長裁決で「否決」とされた場合も含む。

<参考>

鳥取県議会委員会条例

(表決)

第 12 条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

昭和 51 年 6 月 25 日 議会運営委員会申し合わせ (事例集 109)

(採否の結論の出ない請願・陳情の取り扱い表決)

従来、採択、不採択の結論を出すことができないものについては「差し戻し」の措置をとっていたが、以後は審査結果に「差し戻し」「却下」等の表現は用いないことが決定され、審議未了の措置をとることになった。

本会議における請願・陳情の採決方法について（案）

先の6月定例会において、委員長報告(審議未了)と異なる内容での採決を求める動議の競合が見込まれるという前例のない状況があり、議長において、動議の提出を待つことなく、「採択」、「趣旨採択」、「不採択」についてそれぞれ諮った。

この際、審議未了の取扱いについて意見があったため、改めて取扱いを確認するとともに、円滑な議事運営の観点から、前記のような動議の提出時期等について次のとおり、先例の見直し等を行う。

1 委員長報告が「審議未了」であった場合の採決

従前のおり取り扱う。

委員長報告(審議未了)について諮る。

2 委員長報告と異なる内容での採決を求める動議の提出時期

見直し案	委員長報告に係る採決の後(否決後)
先例	委員長報告に係る採決の前

請願・陳情の採決は、まず、委員長報告について諮る。動議は、委員長報告の否決後に提出できるものとする。

3 委員長報告が否決された場合の取扱い(前例なし。)

「審議未了」とする。

ただし、2による動議が提出され成立した場合は、当該動議について諮る。

<参考>

地方自治法

第116条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

鳥取県議会会議規則

(起立による表決)

第71条 議長が表決をとろうとするときは、議題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

昭和51年6月25日 議会運営委員会申し合わせ(事例集109)

(採否の結論の出ない請願・陳情の取り扱い表決)

従来、採択、不採択の結論を出すことができないものについては「差し戻し」の措置をとっていたが、以後は審査結果に「差し戻し」「却下」等の表現は用いないことが決定され、審議未了の措置をとることになった。